

大規模校学校医(内科)・学校歯科医 複数配置実施要綱

- 1 趣旨 大規模校の学校保健管理体制を強化し、学校保健事業の充実を図る。
- 2 学校医等の複数配置
一校当たり 学校医(内科)、学校歯科医 各2名(通常配置の学校医等を含む。)
- 3 配置対象校
在籍児童・生徒数1,100人以上の学校
(在籍児童・生徒数は、4月1日現在の確定人員についての直前調査による。)
- 4 実施時期
平成28年4月1日
- 5 複数学校医等の職務分担
学校医及び複数配置学校等当事者で協議の上決める。
- 6 その他
複数学校医等の配置については、対象校「特に現在の学校医(内科)・学校歯科医」の意向を配慮するものとする。
複数配置校の在籍児童・生徒数が1,100人未満になった場合は、原則として学校医の2年任期の時期まで見直さないものとする。

【改正動向】

昭和52年4月1日 施行 (1,500人)
昭和58年4月1日一部改正
昭和63年4月1日一部改正 (1,400人)
平成3年4月1日一部改正 (1,250人)
平成6年4月1日一部改正 (1,150人)
平成28年4月1日一部改正 (1,100人)